

# 品川区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱

制定平成25年3月25日 要綱第53号

## (目的)

第1条 この要綱は、品川区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱（平成24年11月19日制定品川区要綱第214号。以下「実施要綱」という。）に基づき、社会福祉法人が行った利用者負担額の軽減事業（以下「補助事業」という。）に対し、その経費の一部について補助金を交付することにより、当該事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

## (補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象とする事業は、実施要綱に基づき社会福祉法人が行った補助事業とする。

## (補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、軽減を行った社会福祉法人に対して、その軽減した総額の2分の1とする。ただし、軽減した総額が利用者負担収入の10%を超える部分については、その全額を対象とする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人は、補助金交付申請書（第1号様式）に利用者負担軽減額総括票（第2号様式）を添付し、区長が指定する期日までに区長に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定により社会福祉法人から補助金の交付申請があったときは、補助事業について内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該社会福祉法人に通知するものとする。

## (補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第4号様式）に補助金交付決定通知書の写しを添付して区長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金は、補助事業が完了したときにおいて交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要があると認めるときはこの限りではない。

(事情変更による決定の取消等)

第8条 区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により、必要があると認めるときは、この決定の全部もしくは一部を取消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告書の提出)

第9条 社会福祉法人は、補助事業が終了したときは、事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、補助事業の実績を区長に提出しなければならない。

- (1) 利用者負担軽減額総括票（第2号様式）
- (2) 利用者負担軽減額個人票（第6号様式）

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、社会福祉法人から前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第7号様式）により当該社会福祉法人に通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 区長は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、社会福祉法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定による取消しは、第10条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 区長は、第8条または前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、返還請求確定通知書（第8号様式）により期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の規定は、第10条により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときについて準用する。

(関係書類の整理保管)

- 第14条 社会福祉法人は、この補助金と補助金に係る予算および決算との関係を明らかにした書類を作成し、当該会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

品川区長 様

住所

申請者名

代表者名

印

年度 品川区社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金交付申請書

品川区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付されたく申請いたします。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類  
(1) 利用者負担軽減額総括票

## 第2号様式（第4条・第9条関係）

## 利用者負担軽減額総括票

申請者名

施設名

軽減月	利用者負担軽減額			
	介護費負担	食費負担	居住費（滞在費・宿泊費）負担	軽減額計
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

本来受領すべき 利用者負担収入	介護費負担	食費負担	居住費（滞在費・宿泊費）負担	合計

## 補助金額

1 %までの額	補助率	補助金額【A】	1 %を超える額【C】 までの額	補助率	補助金額【B】	10 %を超える額【C】 (利用者負担収入の 10 %との差額)	補助金請求額 【A】+【B】+【C】
	1 / 2			1 / 2			

※千円未満切捨て

第3号様式（第5条・第6条関係）

年　月　日

申請者名

代表者名　　様

品川区長　印

年度　品川区社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金交付決定通知書

年　月　日付で申請のあった　　年度補助金交付について、審査の結果下記のとおり交付額を決定したので通知します。

記

1 補助金交付額　　円

2 交付条件

第4号様式（第6条関係）

年　月　日

品川区長 様

住所

申請者名

代表者名

印

年度 品川区社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金交付請求書

交付決定のあった品川区社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金について、  
下記の金額を請求します。

記

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 添付書類

補助金交付決定通知書の写し

第5号様式（第9条関係）

年　月　日

品川区長 様

住所

申請者名

代表者名

印

年度 品川区社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実績報告書

品川区社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

記

1 交付請求額 円

2 実績額 円

3 返還額 円

4 添付書類 円

(1) 利用者負担軽減額総括票

(2) 利用者負担軽減額個人票

## 第6号様式（第9条関係）

## 利用者負担軽減額個人票

申請者名施設名被保険者番号被保険者氏名

軽減月	利用者負担軽減額						
	介護費負担		食費負担		居住費（滞在費・宿泊費）負担	軽減額計	
	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計							

第7号様式（第10条関係）

年　　月　　日

申請者名

代表者名　　様

品川区長　　印

年度　品川区社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金確定通知書

年　　月　　日付で実績報告のあった　　年度補助金交付について、審査  
の結果下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額　　円

2 返還額　　円

第8号様式（第13条関係）

年　月　日

申請者名

代表者名　　様

品川区長　　印

年度　品川区社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金返還請求確定通知書

年　月　日付で確定通知をした　　年度補助金交付について、下記の  
とおり返還を請求する。

記

1　返還額　　円

2　返還理由

3　返還期日